

## 健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

## 1. 自己負担割合

保険の種類によってご負担額が異なります。

対 象	内 容	指定訪問看護に要する費用の 自己負担割合
・ 75歳以上の方 ・ 65～74歳で一定の障害の状 態 にあることで認定を受けた方	一般の方	1～2割
	一定以上所得の方	3割
70～74歳の方	一般の方	1割・2割
	一定以上所得の方	3割
6歳（就学後）～69歳の方	健康保険法等による自己負担 金	2～3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担 金	2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

## 2. 利用料金（基本の費用）

		看護師	准看護師	理学療法士等
基本料金	週3回目まで/1日	5,550円	5,050円	5,550円
	週4日以降/1日	6,550円	6,050円	5,550円
※管理療養費1	月1日目	7,440円		
	2日目以降	3,000円/1日		

※1回の訪問時間は、30分～1時間30分が標準となります。

※週4日以上訪問できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者と特別訪問看護指示書期間中の利用者のみとなります。

※理学療法士等とは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が含まれます。

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／ 脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病 関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエ ン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ 度のものに限る） ／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガ ー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライゾーム病／副腎白質ジスト ロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治 医から頻回の訪問 看護が必要である 旨の特別訪問看護 指示書の交付があ った場合、交付日か ら14日以内は毎日 利用可能
--	---

## 3. 加算料金（基本の費用に加算）

難病等複数回訪問加算	1日2回 訪問	4,500円
	1日3回以上 訪問	8,000円
緊急訪問看護加算	1日1回 月14日目まで	2,650円
	1日1回 月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算	週1日を限度	5,200円
複数名訪問看護加算	看護師等(週1回)	4,500円
	准看護師(週1回)	3,800円
	看護補助者(週1回まで)	3,000円
	(週2回)	6,000円
	(週3回)	10,000円
24時間対応体制加算	1月につき	6,800円
特別管理加算 (I)	1月につき	5,000円
特別管理加算 (II)	1月につき	2,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円
特別管理指導加算	月2回まで	2,000円
退院支援指導加算	月2回まで	6,000円
	長時間の場合	8,400円
看護・介職員連携加算	1月につき	2,500円
専門管理加算	1月につき	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅、特別養護老人ホーム等をご利用	25,000円
遠隔死亡診断補助加算	看護師がICTを用い補助した場合	1,500円
訪問看護ベースアップ評価料	1月につき	780円
	1月につき (毎年の区分により変額)	10~500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円

訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500円
	※1 厚生大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報提供をした場合	
	※2 厚生大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校に、入学時、転校時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合	
	※3 保険医療機関に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合	

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

#### 4. その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

種類	内 容		金 額
超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日中 午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早朝・夜間 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	30分毎に1,630円
		深夜 午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
自費訪問	すべての時間自費で訪問看護を提供する場合	最初の訪問 30分	4,000円
		日中 午前8時～午後6時	10分毎に1,000円
		早朝 午前6時～午前8時	10分毎に1,250円
		夜間 午後6時～午後10時	
深夜 午後10時～午前6時	10分毎に1,350円		
交通費	ステーション車を使用した場合 千歳・恵庭以外の地域		1回訪問毎に一律500円
吸引機	喀痰吸引機（1ヵ月）		2,500円
交通費	公共交通機関利用／営業車利用（要請による）の場合		実費
代行費	医療機関等からの薬の受領医療機関等から点滴、衛生材料、薬等の受領、医療機関代行受診等		1回の代行毎に一律500円
死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合		5,000円

令和6年6月現在